

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループの 開催について

〔令和2年6月23日
関係省庁申合せ〕

- 1 今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、緊急時の迅速・確実な給付の実現など、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善を図るため、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。ただし、主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。

主 査 内閣官房副長官補（内政担当）

構 成 員 安宅 和人 慶應義塾大学環境情報学部教授／ヤフー株式会社 CSO
太田 直樹 株式会社 New Stories 代表取締役
楠 正憲 Japan Digital Design 株式会社 CTO
齋藤 洋平 フューチャー株式会社取締役 CTO
庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授
森信 茂樹 東京財団政策研究所研究主幹

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長代理（副政府CIO）

内閣官房番号制度推進室長

総務省自治行政局長

金融庁総合政策局政策立案総括審議官

文部科学省大臣官房総括審議官

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）

- 3 ワーキンググループは、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で主査の指定する官職にある者とする。
- 4 ワーキンググループ及び幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループ及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。